

独立行政法人名	独立行政法人自動車事故対策機構	部課室等名	企画部 企画グループ 被害者援護部 貸付・債権管理グループ
対象事業名	交通遺児等貸付業務・債権管理業務	実施期間	平成25年10月～
分析対象とした事務区分	交通遺児等貸付制度の利用者に対する債権管理業務		
分析実施の背景 (問題意識等)	<ul style="list-style-type: none"> 当機構では、前身の自動車事故対策センターが設立された昭和48年以降、自動車事故により保護者が死亡又は重度の後遺障害を負い生活困窮状態となった児童の育成に係る資金の無利子貸付を行う交通遺児等貸付業務を実施。 貸付を終了して返還中の方は平成26年度末で10,333人、債権額は93億5,500万円であり、累計債権回収率は中期目標の90%以上を維持しているものの、返還等による債権額の減少に伴い、貸倒懸念債権額の占める割合が年々向上。 こうした状況を背景に貸付業務・債権管理業務の現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうかについて検討するため、当機構において検討会を設置し、当業務の課題の整理・分析を行い、効果的かつ効率的なあり方について検討を実施。 		
分析により 明らかになった点	<ul style="list-style-type: none"> 貸付の趣旨が、元々生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付により健全育成を支援する点にあることから、本人の努力によっても生活状況が改善せず、債務の返還が滞り、貸倒懸念債権に分類される者も多い。 返還しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握すること等が必要。 		
分析結果に基づき 講じた改善措置	<p>確実かつ効率的な債権回収に向け、以下の方策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアを活用した返還システムを新たに構築 生活状況が困窮している利用者について、早期の折衝により返還の猶予や返還計画見直しの相談に応じ、返還期間の延長などの措置を講じられるように規程を改正。 		
その効果	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアを活用した返還システムの導入により、24時間返還が可能となり、貸付利用者の利便性が向上した。 債権管理業務を担当していた事故対策事業推進員を、介護料支給業務等へ適正配置する等、業務の効率化が図られた。 		